会 議 録

会議の名称	令和2年度 第1回遊佐町水循環保全審議会				
開催日時	令和2年10月2日(金)午後1時00分から午後2時25分				
開催場所	遊佐町役場 議事所				
出席委員の氏名	佐藤豊昭、本間正明、佐藤裕士、髙橋和久、畠中裕之、時田一紀				
出席職員の職・氏名	町長:時田博機、企画課長:髙橋務、 課長補佐兼企画係長:渡会和裕、企画係主任:村井孝徳				
会議の公開・非公開	☑ 公開 □ 一部公開 □ 非公開				
一部公開又は非公開の理由					
傍聴人の人数	7 人				
会議録の作成方法	□全文記録 ☑要点記録 □その他(
審議の内容	1. 開会 2. 委嘱状交付 3. 町長挨拶 ■時田町長:本日はお忙しい中の参加、感謝申し上げる。10 月 1 日は5年に1回の国勢調査の日。コロナウィルスの関連で国勢調査がニュースにならなかったが、遊佐町は少子化そして高齢化が進んでいるので、国勢調査の結果を心配している。稲作は昨年度より大分良いと聞いているが倒伏が多い。経過を注視したい。岩石採取の係争について、高裁の口頭弁論は1回で審理が終了し、裁判所から和解を勧められた。経過を示しながら皆さんから意見等賜りたい。 4. 会長、副会長の互選 委員自己紹介 ■会長、副会長の互選 委員より下記の推薦あり。会長 島中 裕之 委員副会長、時田 一紀 委員 副会長 時田 一紀 委員 異議なしのため、選任。 5. 会長挨拶 ■会長:会長という重責を担うが、10年、30年、100年後のまちづくりを担う審議会の一つとして、委員・町民より知恵と経験をいただき、任期を全うしたい。その間皆さんのご協力をお願いしたい。その間皆さんのご協力をお願いしたい。その間皆さんのご協力をお願いしたい。その間皆さんのご協力をお願いしたい。その間皆さんのご協力をお願いしたい。その				

- 6. 会議録署名委員の指名
- ■佐藤豊昭委員、本間正明委員

7. 協議

- (1)遊佐町の健全な水循環を保全するための条例による行政処分 の取消訴訟の経過について
- (2) 和解協議の経過について
- (3) 公害等調整委員会の審理経過について
- □事務局から説明
- ■委員:取扱注意(和解案)の解釈について確認したい。3年間の利益とは過去3年間か。今後3年間か。
- □事務局:今後3年間のもの。
- ■委員:和解可能金額に整地・植栽費が含まれているが、業者がやる約束となっていたのではないか。
- □事務局:採石計画を県に申請するが、その際災害等防止のため植栽・整地等の計画を盛り込んで申請する。よって本来であれば整地・植栽費用は業者が出さなければならないが、和解案では整地・植栽費用を町で負担するとの内容になっている。
- ■委員:整地・植栽費用は町で負担すべきでないと考える。
- □事務局:取扱注意(和解案)は業者が提示した最終の和解案。今ボールは遊佐町になげられている。10月26日までにこの案を町が受けるか受けないかを判断しなければならない。皆さんより意見を頂いて町の判断材料としたい。
- ■委員:この土地は別の業者より購入した土地。石を取れればかなりの利益が得られるということで、儲けを見込み、相場よりもかなり高い金額で購入した。本来の森林・原野価格からすればこの前提はおかしい。腑に落ちない。

今後3年間で得られる利益についても、条例で規制している2m以上の深掘りをした上での利益。2度掘りもそう。条例中の規制を無視して計画をあげている。その前提で得られる利益を提示している。本来であれば2mで得られる利益ではないか。

整地植栽についても許認可に含まれる内容。以前あった共存の 森は整地をして事業終了。ほとんど植物は根付かない。何度も何 度も植栽しないといけない。きちんと期間を見ないといけない。 業者側が対応しなければならない。

当初金額の半額にしても前提がおかしい中での計算。法外な値段をふっかけているとしか思えない。

- □事務局:業者が業者の理論で出した数字。この数字について町が 和解協議の場でコメントする立場ではない。町としては和解を受 け入れるか、受け入れないかを答えるだけ。委員が話してくれた とおり、町も適正な積算ではないと思っている。同じ認識である。
- ■委員:町が用意していた和解案は業者へ伝わっているか。

- □事務局:町と裁判官の協議の場では伝えた。裁判官と業者の協議には町は同席していないので、伝えたかはわからない。伝えているとは思う。
- ■委員:前の業者が潰れて競売にかかり、たたき売りのような金額で業者が土地を買ったと認識している。金額は正しいか。
- □事務局:業者はいくらで買ったという資料(証拠)を裁判所に出している。町はその金額で土地を取得したと受け止めている。金額は裁判前の交渉や町が持っている資料と大差ないと考えている。
- ■委員:業者は整地・植栽費用を和解案に盛り込んでいるが町としてどう考えているか。
- □事務局:業者の出した和解条件に過ぎない。採石法上では事業終了後に業者が実施しなければならないが、和解協議はお互いの条件をすり合わせて行うもので、業者は和解案として整地・植栽費用を町に求めてきただけ。和解案として町がこの条件をのめば、町が費用負担することになる。整地・植栽費用については業者が負担すべきだとする委員の意見を承りたい。
- ■委員:町としてこの和解案の金額は妥当と考えるか。
- □事務局:相当高いという解釈。
- ■委員:本来であれば転石、表面に露出している岩石、重機で取り出せる岩を取り出して売る。業者が計画しているのはその下の岩盤を砕いた利益を主張している。その認識で良いか。
- □事務局:裁判の争点にもなっているとおり、業者は町の条例は憲法、採石法、自然公園法その他法令に違反していると主張している。その主張に沿って条例を無視した計画・金額を出している。
- ■委員:第一審では勝訴している。町の条例は憲法その他法律に違反していない。それに沿って言えば深く掘った利益は認められない。町は2m~3mの掘削利益を算出して欲しい。
- ■委員:業者のボーリング調査の意味について。結果も出ていない のに審理が終了した。何のための調査か。
- ■委員:新たな採石計画は不認可。新たに掘ることは出来ないわけだが、業者からストック搬出の完了届は提出されているのか。
- □事務局:ストック搬出に関しては、業者に注文が入れば搬出を行っている。搬出行為については町や県に届出を出しており、先日も12月いっぱいまで搬出を行う旨の届出が提出された。

ボーリング調査については公害等調整委員会より調査を命じられたもの。公調委の真意としては帯水層がどの様にあるか確認したいのではないか。

- ■委員:ストック搬出に関しては永遠に継続可能か。
- □事務局:理論的には可能。ただ採石計画ではストックを使って埋

	戻しをする計画なので、全て持って行けばその分他から持ってる必要があるので、そこは考えているのではないか。ストック出行為は採石法上の範疇ではなく、単なる経済活動でしかない搬出はいつでも出来るとの認識。						
	□事務局:現地は美ただ、県は採石を うだ。許可を取	委員:休止している採石場を町では確認しているか。 事務局:現地は業者の私有地のため、基本的には中には入れない。 ただ、県は採石法の事務処理に基づき週1回程度巡回しているよ うだ。許可を取り中にも入っていると思う。なお、町でも担当が 水量調査のため現地には週1回行っている。					
	恵みと思ってい 販路となってい た遊佐町の素晴 ている。業者か	とっては大切な水、子る。生協との取引は 5 る。ミネラルの多い水 る。ミネラルの多い水 らしい作物。食糧基地 ら金額が提示されてい を聞きながら決めても	0 年ほど絡 、空気の終 が遊佐であ るが、妥良	圣過し、多 奇麗な場所あると言う	安定的な 所で育っ ってくれ		
	■委員:和解協議で出された金額は到底納得できない。和解協議はいつまで行うのか。 □事務局:業者が出した和解案は最終案。次回 10 月 26 日の協議までには終わる。和解が成立しなければ判決をいただくことになる。控訴審も最終段階に入っているという認識。 8. 閉会						
	0. 网云						
記 録 者	作成年月日:令和2年10月30日 企画課企画係 主任 村井孝徳 ⑩						
会議録の署名	会長 (畠中裕之)	署名年月日:令和	年	月	日		
	会議録署名委員 (佐藤豊昭)	署名年月日:令和	年	月	日		
	会議録署名委員 (本間正明)	署名年月日:令和	年	月	日		

※会議資料添付